

2021年5月13日

各位

会社名 株式会社 新生銀行
代表者名 代表取締役社長 工藤 英之
(コード番号 : 8303 東証第一部)

自己株式の取得に係る事項の決定に関するお知らせ
(会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当行は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、自己株式の取得に係る事項を決議いたしましたのでお知らせします。

1. 自己株式の取得を行う理由

公的資金返済の道筋をつける取り組みの一環として、現在の当行の資本の状況や収益力、1株当たりの価値などに鑑み、自己株式の取得を行うものです。これにより、十分な資本の維持を前提としつつ、適切な資本政策の実施を通じて、1株当たりの価値の向上を目指してまいります。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|---|
| (1) 取得する株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 20百万株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)*1の9.29%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 200億円*2(上限) |
| (4) 取得期間 | 2021年5月14日から2022年3月31日まで |

(ご参考)

*1) 2021年4月30日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数	259,034,689株
自己株式数	43,710,832株

*2) 2021年4月30日時点の時価総額(約3,426億円。自己株式を除く)に対しては約5.8%

以上

お問い合わせ先
新生銀行 グループ IR・広報部
下村、風間、伊佐
Shinsei_PR@shinseibank.com